

西宮市税の滞納処分の執行停止に関する事務取扱要綱

(平成31年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条の7第1項各号に規定する滞納処分の執行停止の要件に関し必要な事項を定め、納税者間の公平性及び事務処理の適正化を図ることを目的とする。

(執行停止の要件)

第2条 市長は、徴税吏員が行った滞納者に対する調査により法第15条の7第1項各号に規定する要件に該当し、徴収の見込みがないと認められるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

(第1号該当要件)

第3条 法第15条の7第1項第1号に規定する「滞納処分をすることができる財産がないとき」とは、滞納者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときとする。

(1) 財産がないとき

ア 滞納処分の終了のとき

イ 調査等を行った後も差押えの対象となるべき財産がないとき

(2) 財産はあるが差押えが禁止されているとき

ア 無益な差押えの禁止〔国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「国徴法」という。）第48条〕に該当するとき

イ 絶対的差押禁止財産（国徴法第75条）に該当するとき

ウ 給与等の差押禁止（国徴法第76条）に該当するとき

エ 社会保険制度にもとづく給付の差押禁止（国徴法第77条）に該当するとき

オ 他の法令による差押禁止に該当するとき

(3) 財産はあるが事実上「無財産」と認定するとき

ア 換価困難な財産

差押可能な財産が、その性質、形状又は消耗の程度から見て換価が著しく困難であると認められるもの

イ 取立困難な財産

差押可能な財産が債権でその取立てが困難なもの

ウ 実質的に滞納処分の対象とならない財産しかないとき

エ 滞納者が死亡し、相続人が不明であるとき

オ 地方税法施行地以外に財産があるとき

(4) 特に必要があると市長が認めるとき

(第2号該当要件)

第4条 法第15条の7第1項第2号に規定する「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納者（法人又は団体を除く）が次の各号に掲げるいずれかに該当するときとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）の規定による保護を受けているとき
- (2) 滞納処分を行うことにより、生活保護法の規定による保護を受けなければ生活を維持することができない程度の状態になるおそれがあると認められるとき
- (3) 特に必要があると市長が認めるとき

(第3号該当要件)

第5条 法第15条の7第1項第3号に規定する「その所在及び滞納処分をすることができない財産がともに不明であるとき」とは、滞納者（法人又は団体を除く）が次の各号に掲げる理由に該当するときとする。

- (1) 所在及び財産がともに不明であるとき
(施行細則の委任)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。